

復旧・復興工事ゼロ災広報（No.2）

～ルールを守って復旧・復興 絆で広げるゼロ災害～

みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進大会が開催されました

平成24年12月から「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」を展開しているところですが、平成25年9月17日、日立システムズホール仙台（仙台市青年文化センター）において、みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進大会が開催され、関係者約520名が出席しました。

第一部では、優良な現場管理や労働災害防止対策を実施し、無災害を達成した安全担当者、現場代理人、職長等を表彰する表彰式が行われ、宮城県内で10名、当署管内からは2名の方が受賞されました。おめでとうございます。

第二部では、宮城労働局の能坂基準部長による基調講演、ドリームフィールド代表阿部佳生氏による特別講演「部下のやる気を引き出すコミュニケーション」が行われました。

能坂基準部長の基調講演では、建設業における労働災害の現状、みやぎ復旧・復興ゼロ災運動の推進状況の報告等がありました。



石巻監督署管内から受賞された方々

株式会社丸本組 斎藤雅之 様 株式会社武田鉄工所 阿部一夫 様

本運動の実施要綱や関係資料等については、宮城労働局ホームページをご覧ください。
〔アドレス：<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>〕

「復旧・復興工事ゼロ災の日」（石巻署管内）

石巻労働基準監督署においては、みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動の取り組みの一環として、東日本大震災の月命日である毎月11日を「復旧・復興工事ゼロ災の日」と定め、災害防止活動を展開しています。

各建設店社、各現場においても下記の取り組み等を行い、ゼロ災運動を推進頂くようお願いいたします。

【建設店社・建設現場での実施事項】

- 経営者による現場安全パトロールの実施。
- 現場内の安全点検、一斉清掃等による安全な作業環境の整備。
- 安全大会の開催など、安全意識高揚を図る取り組み。

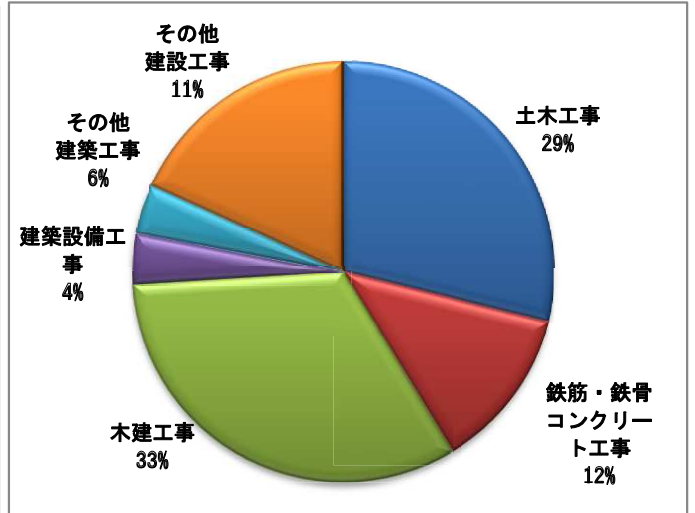
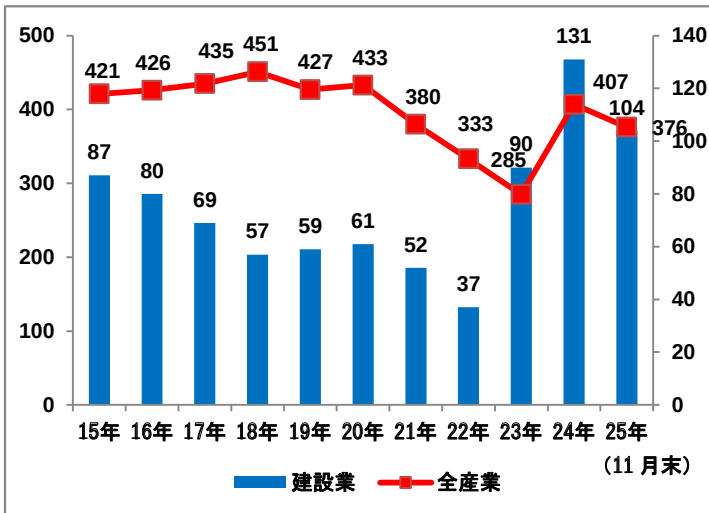
※各社、各現場の実態に応じた工夫を凝らした災害防止活動の展開をお願いします。



建設業における労働災害発生状況

《労働災害の推移》〔グラフ1〕

《工種別の災害発生割合（平成 25 年 11 月末）》〔グラフ2〕



- 【全産業】 管内の災害件数は、減少傾向で推移し、平成 23 年は過去最少の 285 件となったが、平成 24 年は大幅な増加となっている。〔グラフ 1〕
- 【建設業】 災害件数は減少傾向で推移し、平成 22 年に過去最少の 37 件となったものの、東日本大震災以降 2 年連続で大幅増加となっている。〔グラフ 1〕
- 【工種別】 木建工事が建設業全体の 33%、土木工事が 29%と高い割合を占めている。〔グラフ 2〕



建設現場での労務・安全管理の徹底をお願いします

東日本大震災以降、県内外の多くの事業者と労働者が当署管内で復旧・復興工事に携わっているなか、数次の請負関係に起因する事業者間の請負代金の不払いや、労使間の賃金不払い、労災かくしなど、数多くの問題が発生しています。

現場でのトラブルを防止する観点から、新規入場の際は、新規入場者アンケート等での所属の確認の他、保険証や雇入れ通知書等の会社名の入った証明書により、当該労働者の所属会社を確認するようお願いします。

【事例】 監督署の職員による現場事務所での書類確認においては、作業員名簿や新規入場者アンケートの所属会社は A 社とされているにもかかわらず、作業服やヘルメットは B 社の名前が入っており、本人に確認したところ B 社の労働者であったという事例が散見されています。（この場合、派遣法違反に該当する可能性があります。）

作業員の健康管理に留意しましょう

震災以降建設現場が急増し、現場代理人が多数の現場を掛け持ちするなど、慢性的な長時間労働を強いられているケースが散見されるところです。

平成 24 年には、建設業において過重労働による死亡災害も発生しており、平成 25 年に入ってから、長時間労働に関する相談が多く寄せられている状況が続いています。

① 健康診断を実施しましょう。

労働安全衛生法に基づく、年に一度の定期健康診断を確実に実施するとともに、深夜業従事者に対しては、特定業務従事者の健康診断を行い、適切な健康管理を行ってください。

② 適正な労働時間の把握をお願いします。

現場代理人等の労働者にとっては、現場終了後の書類の整理、次の現場の計画作成等を行う必要があることから慢性的に残業している可能性がありますので、持ち帰り残業等も含め、労働時間の適正な把握に努めてください。

【死亡災害事例～宮城労働局 HP より引用～】

通勤途中で脳心臓疾患を発症し倒れたもの（業務上認定）。震災後に業務が激増し、過重労働等による疲労が蓄積されていた。

作業終了後の「終礼」の取り組み

多くの現場では、朝礼、KY 活動に始まり、整理・整頓で一日の作業を終えていると思います。今回紹介する事例は、一日の作業終了後に「終礼」を行うというものです。

「終礼」では、その日の作業において、朝礼時の行動目標を達成できたかを評価し、達成できなかった場合は、翌日の作業からどのように改善するかを検討しています。また、当日あったヒヤリ・ハットをその日のうちに把握することにより、翌日の作業の安全対策に役立てています。

このほか、「終礼」を行うことにより、作業終了時の**体調確認**ができる等のメリットがあることから、現場における安全衛生管理の 1 つのツールとして、実施してみたいかがでしょうか！

【終礼報告の様子】



【体調確認のメリット】

終礼時に体調確認を行うことにより、当日、軽微な怪我はなかったか確認できる。（作業員の様子に変化はないか？）後々、実はあの時怪我をしていた・・・といった事例が少なからず認められます。

作業員の肉声による声掛け

作業員がゲートを通過する際に、センサーが感知し、現場で働く作業員の肉声によるメッセージが流れています。（お疲れ様です。今日も一日頑張りましょ～）など。



↑ 声掛けする作業員の所属会社と顔写真を掲示。

簡易雨量計の設置

ゲリラ豪雨、季節外れの長雨等による建設現場での災害がニュース等で報じられていますが、突然の降雨にも対応出来るよう、現場に簡易雨量計が設置されています。



建設事業無災害表彰制度のご案内

建設工事において全工期を通じ、業務上の災害が発生しなかった事業場に対して、厚生労働省労働基準局長名の無災害記録証を授与しております。以下の要件に該当する工事があった際は労働基準監督署長を経由して、宮城労働局長あてに申請してください。

※無災害記録証は、監督署長および労働局長の審査を経て授与されることになります。

表彰要件

- ① 全工期を通じて休業 1 日以上災害が発生していないこと。
- ② 労働者災害補償保険の保険料（概算又は確定）の額が 160 万円以上の建設工事。



冬期間の災害（転倒災害・スリップによる交通事故）を防止しましょう!

毎年12月以降、積雪や凍結を起因とした転倒災害やスリップ事故が増加する傾向にあり、特に、当署管内においては1月、2月に転倒災害が多発する傾向にあります。各事業場においては、積雪・凍結による転倒災害を防止するために、下記の取り組みをお願いします。

1 冬季転倒災害防止に向けた安全な通路の確保等

職場内の「5S」活動（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）を活性化するとともに、特に事業場の敷地・通路については、転倒防止のため次のような措置を行うこと。

- ① 通路面が積雪・凍結状態とならないよう適宜清掃等を行うこと。
- ② 屋外に通じる階段やスロープには滑り止めを設けること。また、必要に応じて手すり等を設置すること。
- ③ 凍結が予想される場所には、凍結防止剤を散布すること。

2 スリップ等による交通事故の防止

冬季の自転車・バイク等の運転の際には、スリップ等による交通事故を防止するための次のような措置を行うこと。

- ① 車両チェーン等適切な装備を装着するとともに、安全な走行速度の遵守について徹底すること。
- ② 気象条件を踏まえた適切な運行計画を作成すること。

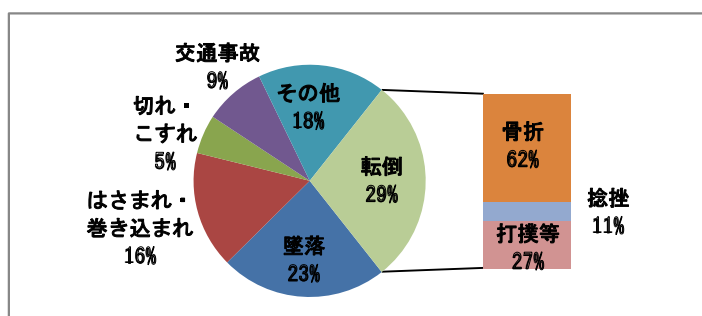
3 注意深い作業や歩行の徹底

積雪・凍結した地面や路面上で作業を行ったり、歩行する場合には、次のような慎重な動作を徹底すること。

- ① 滑りにくく安定した靴を着用すること。
- ② 転倒のおそれのある場所では、上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。歩行しての携帯電話の使用は避けること。
- ③ 「かかとから着地する歩き方をしない」、「歩幅を狭くする」、「あらかじめ少し膝を曲げた状態で歩く」等路面に合った歩き方をすること。
- ④ 雪のある環境から屋内に入った場合、靴の裏に付いた雪や水により滑りやすくなるので、十分に拭き取る等により除去すること。
- ⑤ マンホール、側溝の蓋など金属製の物の上は、雪によってより滑りやすくなるので注意すること。

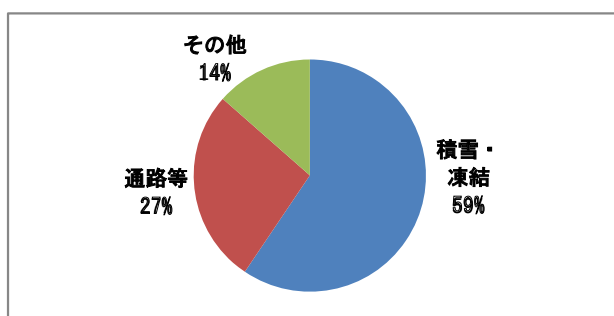
【冬期労働災害発生状況（石巻署管内）】

※平成24年12月～平成25年3月（129件）



【転倒災害の発生場所（石巻署管内）】

※平成24年12月～平成25年3月（37件）



注：通路上が凍結していたものは「積雪・凍結」に分類。

好事例募集中!!



「良いものはみんなで共有化しましょう!」を合い言葉に、石巻労働基準監督署では、好事例を募集しています。

災害防止、健康管理、快適職場、一般的な労務管理等における創意工夫などの取組状況を電話（0225-22-3365）又はFAX（0225-22-3368）でお寄せください。